

## 苫小牧市民自治推進会議（平成26年度第3回）会議録

開催日時 平成26年11月18日（火）午後6時30分～午後8時25分  
開催場所 苫小牧市役所9階 第2委員会室  
出席委員 高野会長、佐藤副会長、青山委員、川上委員、川島委員、竹谷委員、  
谷岡委員、福井委員、水口委員、家守委員  
欠席委員 なし  
事務局 総合政策部長（佐々木） 政策推進室長（木村）、市民自治推進課長（加賀谷）、  
市民自治推進課長補佐（中村）、市民自治推進課主査（吉田）、  
報道機関 苫小牧民報社記者  
傍聴者 なし

### 1 開会

○事務局（加賀谷市民自治推進課長） 本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。ただ今から、苫小牧市民自治推進会議を開催したいと思います。高野会長、よろしくお願ひします。

### 2 会議

#### (1) 苫小牧市自治基本条例の見直しについて

●高野会長 はい、皆さん、こんばんは。座って失礼します。今日は皆さんお忙しい中、市民自治推進会議にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。今日はですね、ちょっと話す内容がたくさんあるので、挨拶はこの程度にしまして、さっそく会議の次第にそつてですね、事務局の方から説明をしていただきたいなというふうに思っているんですが、事務局側もよろしいでしょうか。

じゃあ、会議の次第の方ですね、皆さん机の上に、多分、お配りになっているかと思ひますんで、その会議次第に従つて進めていきたいと思ひます。一つ目、(1)ですね。苫小牧市自治基本条例、先ほど市長の方から諮問がありました基本条例の見直しについて、事務局の方から説明をお願いします。

○事務局（吉田市民自治推進課主査） はい。それでは、私の方から苫小牧市自治基本条例の見直しについて御説明させていただきます。苫小牧市自治基本条例第29条の規定により「4年を超えない期間ごとに、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。」とされております。自治の課題は、社会経済情勢の変化や時間の経過とともに変化していくものであることから、定期的な見直しを行うことで常に最新の自治の課題に対応できる内容を備えるものとする必要があります。このような意味から、時代の要請に応え、社会情勢の変化に対応することができる条例とするため、4年を超えない期間ごとに見直しを行うこととするものです。前回の見直しが平成22年度に行われており、今年度が見直しの年となります。

前回の自治基本条例の見直し方法ですが、1条ごとに「規定の実効性」、「文章の難易度」など、6項目のチェック項目について各委員があらかじめ記載し、それを基に全委員で一条、一条、条例の見直しの議論を行うという方式でございました。前回、見直しの時に高野会長も実際に参加していただいております、「もう少し良い方法がないか。」とのお話

がございました。具体的には、委員全員がこれらの問題、課題等に精通しているわけではないということから「一定人数の中で検討を進めるといった方法は、考えられないか。」という御提案が会長からございましたので、その提案を踏まえまして、今回の自治基本条例の見直しに係る審議方式について、事務局案を御説明したいと思います。資料を配らせていただきます。

【事務局 資料配布】

○事務局（吉田市民自治推進課主査） それでは、資料の方を説明させていただきたいと思えます。苫小牧市民自治推進会議規則第5条によりまして、「部会を置くことができる。」とされております。「部会は、会長の指名する委員をもって構成する。」という規定がございまして、今回、この部会の設置について御提案させていただきたいと思えます。

苫小牧市自治基本条例第29条の見直しに係る審議については、今、御説明しました苫小牧市民自治推進会議規則第5条の規定により部会を設置し、部会に審議を一任する。部会では、条文検討を重点的に行うこととする。また、部会での検討内容については、必要に応じて本体会議に報告する。本体会議での審議について。本体会議に報告される部会での検討結果については、最終的に本体会議の了承を得ることとする。本体会議では、苫小牧市における市民自治及び市民参加について幅広く議論を行い、最終答申に反映させる。

今、御説明させていただいたものがですね、裏面の方にイメージの図が付いておりますが、今回、この方式を事務局案として御提案させていただきたいと思えます。

事務局からの説明は以上になりますが、補足等、会長の方からよろしくお願ひいたします。

●高野会長 はい、今、事務局の方から説明をしていただいたとおり、前回は平成22年に自治基本条例が施行されてから初めて見直しをしたという経緯があります。で、その際はですね、自治基本条例を見直しするというのはどこの基本条例でも比較的多く規定されている話ではあったんですが、あまり、その、見直しの時期までに至っていないという条例が比較的多かったものですから、どうやってその見直しをすればいいのかというのが、よく他の自治体の先事例というのがなかったという部分もありまして、前回の時は、その、条文を一つひとつ見ていって、先ほど、吉田さんの方から説明があったとおり、社会情勢であるとか、まあ、現行の法律に沿って作られているのかどうかという部分について、主としてそれを議論したという経緯があります。

ただ、それをやると、条例の中身について条文についてしっかり理解をされているのであれば、そういうやり方としてもできないわけではないんですけども、任期2年という中での、皆さんやられて、まあ、長くやられてる方ももちろんいらっしゃいますが、その方々に「その部分について検討してくれ。」と言っても、なかなか、多分、その、「そもそも、自治基本条例は何か。」という説明をもう一度、事務局の方からしてもらったりとやっていうことで逆に時間がかかってしまうという可能性があったものですから、今回、条文については、そういう部会を設置して、そこの部会で検討すると。で、他の委員さんには、主として苫小牧市の自治基本条例に基づいて、いろいろな市民向けの政策等はこれまでも行われているんですが、その政策等について「このままでいいのか、良くないのか。」、まあ、「むしろ、こういうふうにやった方が良くないか。」といったようなものを提案書若しくは提言書という形で先ほど市長から諮問を受けましたので、逆に今、答申というか市長にその旨お返しするというようなやり方採ってはいかがかなというふうになりましたので、まあ、事前に事務局の方にはその旨の話をしたという次第です。

で、その事務局からの提案について委員の皆様から何か御質問等があれば、事務局ないし私の方である程度お答えすることはできると思うんですけども、何か御質問等はございませんでしょうか。

●川島委員 ちょっと私の方から。あの、まあ、今、事務局の方で新しく部会をですね、作って、そこで集中的にですね議論をした方が良くはないかというお話をいただきました。で、この点で、例えばその、私たち今、ここでの会議っていうのは、いわゆるこれが「本体会議」というふうにそうなるというんですか、ここは。その「部会」っていうのを作ったときに、ここの会合というのは「本体会議」と呼ぶというふうに位置付けをすればいいわけですか、ここでは。ちょっと、その辺はどういう捉えなんですか。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐）はい、そうです。

●高野会長 そうですね。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） あの、「本体会議」という言い方は、（規定上の）言葉ではないんですけども、まあ、部会を設けると。部会というのは、その、委員の全員の参加ではなくて、その「会長が指名をした委員をもって部会とする。」というような規定ですので、具体的なその、細かい条例の内容の審査とか、そういうようなところは部会で行うというのが今回の提案の趣旨です。で、その、「部会」、まあ、「市民自治推進会議」という言い方なんですけれども、ここでは便宜上、本体会議。本体会議というのは、今日のように全員が参加されている会議だということになります。

●川島委員 じゃあ、そこでね、確認は、部会で専門的な議論はいいと思うんですけど、じゃあ、このいわゆるこの本体会議というか、この場は一体、何を話をするんですか。ただ報告を受けて、それで終わりという形にしましょうという、そういう意味ですか。

何をするかを、ちょっと役割分担をもうちょっと説明していただけるとありがたいかなと思うんですけども。

●高野会長 私からいいですか。本体会議の方で今、考えているのは、ちょっと「お題」を皆さんに出しまして、それに対して議論していただきたいなというふうに今、私の頭の中では考えています。という「お題」、例えばですね、自治基本条例の中には議会に関する項目というのも規定されているんですが、市役所本体、市役所本体という言い方はちょっとおかしいかもしれませんけれども、議会と行政側というのは、本来、切り離して考えているというふうに、多分、思いますんで、行政側の方については、まあ、いろいろな市民参加、市民自治の政策であるとか施策をずっとこれまでもやられていると思うんですが、じゃあ、議会側に対して、「じゃあ、その手続をしているんでしょうか。」というふうに考えた時に、「そういえば、そういうのって、あまり聞いた事がないな。」と思いませんでしょうかね。市役所として市民自治推進課だけではなく、他の課でも結構だと思います。まあ、パブリックコメント募集したりしますけど、議会事務局からパブリックコメントを募集したりっていうことは、私は今まで見たことないです、この基本条例が平成19年できてから。で、「じゃあ、何で、議会にそういったものが足りないのか。」というものを「お題」として出せば、色んな意見が多分、皆さんから出てくると思いますので、そういったものについて議論をして、それをまとめて市長に提案をします。まあ、市長も議会ですから、まあ、強くは言えないのかもしれませんが、そういう基本条例にそう規定され

ている以上は、やはり、我々もそこについては触れざるを得ない部分もありますので、まあ、「そういった部分については、検討する。」であるとか、まあ、実際、市民、市役所、自治体、行政の方が、今、いろいろやっているんですが、ただし、「それが本当に市民のために有効なものなのか否か。」というのを皆さんに検討してもらおうと。そういった、まあ、ある程度「お題」を出して検討していただくかなというふうに考えております。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） ちょっと補足をさせていただきたいと思うんですけども、今、会長の方から議会を一例として挙げていただいたというふうに認識しておりますけれども、あの、細かいその議論を、技術的な部分も含めて部会で行っていくと。で、その部会での検討経過というのは、当然、あの、本体会議、最終的にはその、本体会議、市民自治推進会議として市長に答申をしなければなりませんので、部会での検討の結果というのは、当然、市民自治推進会議の本体の方に返して必要な議論を行っていくような流れになるかと思えます。ですから、まあ、部会での審議が「ちょっと、この部分は修正が必要だ。」ということになれば、本体会議の方で修正が加わっていくと。で、本体会議の方では、その細かい自治基本条例の「て、に、を、は」の部分ではなくて、苫小牧市におけるその市民自治の在り方、あるいは市民参加についての進め方というような部分ですね、様々な意見を頂いて、最終的に部会で検討したものと本体会議で総論というかですね、大きい視点で「今後、こういう事が必要でないか。」というものを審議した中で、併せて最後、報告書という形になるのかちょっと分かりませんが、一つの回答として市長の方に答申をしたいというような考えと認識をしておりますが、そういう形でのよいでしょうか。

●高野会長 はい。そういう形になると思いますね、恐らく。  
他には、何か御意見、ございませんでしょうか。

●家守委員 あの、いいですか。あの、部会になるっていうのがちょっと、今いち理解できないんですけど、あの、「全体でやるのが、ちょっと細かくなってしまふから。」っていう認識で、「部会のもうちょっと細かく集中的にやって、で、本体会議というかそういったところに持って行って合理的にやろう。」というのは、何となく理解できるんですけど、今までの私自身の経緯として、あの、まあ、こう、何というか、会議を積み重ねてきてこの自治基本条例っていうのを分かってきた経緯もあって、何かその理解がおぼつかなくなりそうな不安もあるんで、その辺りをこう。その、部会でやった内容を分かりやすく伝えていただけるとありがたいと。まあ、部会の一員になる、ならない、どちらにしても、ちょっと分かりにくくなりそうな懸念があって、それはちょっと検討していただければというのが率直なところですね。

●佐藤副会長 ちょっといいですか、質問。これ、部会になると、今のまあ、本体会議という今までやってる形というより回数が増えるという形を考えておられるのでしょうか。もうちょっとこう、回数を増やしてやるとか、時間をかけてやるとか、そういうような意味合いはあるのでしょうか、その部会の場合に、部会になった場合に。

●高野会長 これ、事務局としては、部会は一応、公的な、その、市民自治推進会議の部会であるので、公的な会議として、もし部会のそのメンバーになった人は、公的な会議として出席するという（扱いですか）。

●佐藤副会長 それとも、その、本体会議の下準備というんですか。より細かい事を、少し、勉強会的にやるという、どっちの体質。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） 勉強会の位置付けではありませんので、当然、あの、公的な会議の位置付けになりますので、開催の案内、また、その議事の事後的なホームページでの公開等々を含めてですね、そこで議論されたことは、当然、フィードバックをされてくるという形になります。

●川島委員 じゃあ、ちょっといいですか。今のお話は私のイメージと全く違ったんでね、あれなんですけども。ここでの部会ってのは、その、よりね、集中的に早く議論ができるようにということで、いわゆるこのメンバー以外の人も集めて、いろいろこう、お話をして、そこで持ち寄った結論ていうのをここに問題提起として挙げるというふうな形かと思ったんですけど、そうではないんですね。この中の何人かが、いわゆるその部会のメンバーという形で固定して、その人たちで話していただいて、話題が決定したら、このところにそれを出していただくんだという、そういう意味なんですね。

まあ、幅広く御意見というなら、いろいろなこのメンバー以外の専門の方も含めてね、議論される方がよりこう、深く検討ができる部分もあるのかなというふうにちょっと思っていたもんですから。あの、その辺の位置付けのところですね、どうなんだろうという、ちょっと思うんですけど。他の例えば審議会なんかの例を挙げると、例えば部会のテーマを二つ、三つ決めて、で、その二つ、三つに関してその委員以外の審議員以外の方を含めたラフな形の勉強会をして、で、そこで挙がった部分ていうのをこう本体の中に「こういう検討ができましたよ。」っていうことで話をするっていうのも一つあるんだけど。どういう方法を採用のかは、皆さんのお考えでいいとは思いますが。まあ、合理的に話が早く進むような形でね、委員会等ができればいいかなとは思いますが。以上です。

●高野会長 事務局としては、今の川島委員の話を受けて、例えば「できる部分」と「できない部分」ともちろんあるとは思いますが。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） まず、あの、部会の規定から言いますと、部会はその、「会長の指名する委員をもって構成する。」ということで、まず、あの、部会の構成員ていうのは、委員が当然の前提ということになりますので、部会の会員として例えば第三者の方を招いて、委員さんと含めて検討するという形にはならないかと思えます。

ただし、その、部会を開くに当たってですね、例えば他の有識者の意見を聴きたいので、そのような方をオブザーバーとして招集をしてですね、意見を聴くことが禁止をされているかという、そういうものではないので。それは本体会議でも同じことですね、例えば「委員でないのだけれども、その、ゲストとなるような有識者の意見をここの推進会議の本体で聴けないか。」という、そういう位置付けではないのでですね、そういう中での運用というのは可能ですけれども、「部会の委員になれるのか。」という質問に対しては、ちょっとそこは「できない。」というお答えになります。

●高野会長 他に何か御意見としてありますでしょうか。

●福井委員 私は基本的にこれには賛成ですけども、ちょっと気になるのが、その、報告で、「報告」って書いてあるから「何か、審議しない。」みたいな感じがあるので、この報告は違って、部会で決定するのではなくて、飽くまでも推進会議で決定するっていうこと

で間違いないんですもんね。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐）　そうです。

●福井委員　それでいいんですよね、はい。で、前の見直しの時に私も実際にいたんですけども、多分、皆さんでこの条文をチェックしていくとですね、あの、「ああ、こういうことなのかな。」とあって、条文の勉強で終わってしまうんですよね。で、そのチェックまではいかないというか。あの、まあ、「それだったら、その条文に関してはある程度分かる人たちでやって、皆さんには条文抜きで「今、苫小牧のまちづくりでこれが足りないんじゃないか。」だとかっていうことをざっくばらんに挙げてもらおうと、それをフィードバックできるっていう、その、両方の面から攻めるのがいいんじゃないか。」っていうふうに、私はこれ読み取っていたんですけども。高野会長がさっき言ったこともやっぱりそうだと思いますので、皆さん、それぞれまちづくりで色んなことをやっている中で「こんなことが不都合があるんだよ。」だとかっていうことが出ると、それをね、「じゃあ、この見直しの方にどういうふうに組み込んでいけるか。」だとかっていうふうにみんなでやれるので、「市民側立場」と「条文側立場」みたいな感じで、両方から攻めるというイメージで僕は捉えているので、まあ、これでやり方としてはいいんじゃないかなと、そのように思います。

●高野会長　はい、他に何かありませんでしょうか。

○事務局（木村政策推進室長）　あの、ちょっといいですか。今、家守さんからあった件ですけども、当然、その、部会の中で審議されて、技術的な部分で部会のメンバーさんの中で議論された部分については、ここの本体会議の中で「これは、どうしてこういうふうな形にしようとしたのか。」「なぜ、こういう形に、こういう結論でこう変えようとしたのか。」というのは、当然ですね、この中で皆さんに詳しく御説明があるものと考えておりますし、それに対して全体会議の中で部会に入っていない委員の方々からいろんな御意見をお伺いをする中で、最終的にこの本体会議の中で決めていくっていうプロセスになっていくと思いますので、その辺は、家守さんの御心配な部分は解消できるのかなというふうには思っております。

●高野会長　フォローしていただいて申し訳ないです。

それでは、自治基本条例の見直しについての進め方、今後の進め方として、ある程度の方角性として今日決めなければならないというふうに思いますんで。まず、今後の進め方について事務局として提案された条文の部分についての見直し、検討については別の部会を設けて検討すると。で、それ以外の部会の委員にならなかったメンバーの方も含めて、全ての委員さん含めてという形になると思いますが、先ほど、福井委員がおっしゃたような市民自治に、「苫小牧の市民自治について何が足りないのか。」というのをまあ、ざっくばらんに話していただいて、それを提案書、提言書としてまとめて市長に提案するというような進め方でいきたいと事務局が言っている部分もありますので、そういうような進め方で今回、平成26年度の2回目の見直しについて進めるという方向でよろしいでしょうか。

●谷岡委員　はい、いいと思います。

●高野会長　はい、よろしいでしょうか。

【全委員了承】

●高野会長 では、今後の進め方については、事務局の方から提案していただいた審議方式で進めていくという形にしたいと思います。

事務局、他に何かありますでしょうか。

○事務局（吉田市民自治推進課主査） それでは、苫小牧市民自治推進会議規則第5条第2項の規定によりまして、「部会は、会長の指名する委員をもって構成する。」こととされておりますので、会長の方から委員の指名をお願いしたいと思います。

●高野会長 はい。まず、今、先ほどその、委員の部分についての、部会についての委員についてですね、4、5名程度を想定しています、部会の委員としては。で、まず「私、是非とも条例について、中身について検討したい。」という方がいらっしゃれば、その方をまず優先して委員としたいというふうに考えているんですけども。「私は、是非、中身について検討をしたい。」という方がいらっしゃれば、挙手していただければ。

●竹谷委員 この部会には、正副会長は、

●高野会長 僕の想定の中で、正副会長は入る想定としてはあります。

●竹谷委員 まず、2人は決まりですよ。

●高野会長 まあ、そういうことになると思います、はい。

●竹谷委員 あと、極端な話、3人ということですよ、2、3人ということですよ。

●高野会長 まあ、2、3人、

●竹谷委員 ただ、それでいけば、過去の先例を知ってる福井さんですよ。これでまず、3人は決まりましたよ。

●佐藤副会長 まあ、長いですからね。

●高野会長 それは、推薦という枠も、他の委員さんからの推薦という枠で、それはそれでオッケーですから。

他には、「本当に、やりたい。」。一番、難しい部分ではあるんで、なかなかこう、やりにくい部分、まあ、過去に経験した方は分かってらっしゃるとは思いますが。もし、いらっしゃらなければですね、川島先生、よろしいですか。

●川島委員 いえいえ、僕は、ちょっとこれ、時間がないのですよ。

●高野会長 事務局としては、これ、何回くらいこの部会として会議は検討されてますか。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） 今、フローの方にもお示しさせていただきますし

たとおり、2回程度で12月、1月にですね、1回ずつ検討をして、本体会議の方にも1月に返せばなと思います。

ただ、それは、部会での審議状況にもよりますので、この回数ではちょっと足りないので、もう1回やりたいということであればですね、そこは、「何回、やるか。」っていうところはですね、余地がありますので、進行状況を見ながらと考えております。

●高野会長 2、3回程度という。次の本体会議までの間に2、3回程度っていうようなところで検討しているということですよ。どうですか、川島先生。

●川島委員 ちょっと、別の審議会の案件も引き受けたものですから。もう、手一杯ですよ。

●福井委員 1月までに2、3回っていうことですよ。1月頃に次の本体会議ですね。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） こちらのフローはですね、最終的に年度、3月末までに市長の方には諮問しなければなりませんので、あと、本体会議は1月と2月に1回ずつと。で、ここ（配布資料）には（スケジュールとして）入れてはいたんですが、住民投票の関係の推進会議を12月に行わないとなりませんので、まあ、本体会議の方は1月と2月の、あと2回程度になろうかと思っております。で、部会の方でも精力的に（検討を）お願いできればと。

●高野会長 川島先生、どうですか。

●川島委員 いえいえ、本当に。今日、2時間前に市長から別の委嘱を受けたばかりですから、本当に、ちょっと大変なんです。

●高野会長 そうしましたら、では、お引き受けいただけなかったのも、私の一存で。

先ほど、家守委員から、まあ、いろいろやってきて少し理解できたというふうにお言葉をいただきましたので、家守委員を含め、福井委員も含め、副会長、会長、計4名で進めるという形ではいかがでしょうか。

#### 【全委員了承】

●高野会長 家守委員には忙しい中、申し訳ないんですが、ちょっと御協力のほど、よろしくお願ひします。これでまず、メンバーは、これで4名ということで、この4名で進めていきたいと思ひます。

○事務局（吉田市民自治推進課主査） 今、委員の方を決めていただきましたので、続きまして、苫小牧市民自治推進会議規則第5条第3項により「部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。」こととされておりますので、会長から部会長の指名をお願いしたいと思います。

●高野会長 これは、福井さんでいいですか。会長、副会長がちょっと部会長をやるっていうのは、あんまり芳しくないのかなと思うんで。



では、部会長については福井委員ということでよろしいでしょうか。

【全委員了承】

●高野会長 部会については、以上で決まりましたということですね。事務局の方から、お願いします。

○事務局（吉田市民自治推進課主査） 後ほど、部会でのですね、審議内容及び開催日程等につきましては、後ほど部会長の方と協議させていただきたいと思いますので、改めて部会の委員様にですね、御連絡させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

●高野会長 見直しの件について、他、何か御質問等はございませんでしょうか。今、質問しておきたいというのであれば、いただければ。  
なければ、次の議題の方に進みたいと思います。

(2) 住民投票について提出された意見論点の検討について

●高野会長 式次第の方(2)ですね。住民投票について提出された意見論点の検討についてということで、事務局の方からはレジュメというか、ペーパーが出てますね。その意見で出された検討部分についての検討について、事務局の方から説明の方をよろしく願いします。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） それでは、住民投票の関連について私の方から御説明をいたします。まず、市民自治推進会議の意見募集ということで、現在、意見募集を行っておりますけども、11月28日までの意見提出期間がございますので、本日、お配りをしている資料につきましては、11月14日現在ですね、市の方にパブリックコメント、市民意見募集として提出されているものについて掲載をしております。

それで、特に「要約、削除」を、この横長の表になりますけれども、こちらにつきましては要約等は一切しておりませんので、原文がそのまま載っている形になります。まず、こちらの資料の方から説明をしたいと思っておりますけども。まず、意見の内容について上から順に説明をしたいと思っております。意見が複数ありますので、ちょっと簡略して説明をしていきたいと思っております。

まず、1ページ目の除外事項につきまして意見が出されておまして、市の権限に属さない事項についての意見でございます。これにつきましては、IR、また、その、以前のその、震災がれきの受入れ、また、現在、米軍艦の核非搭載の証明の問題ですとか、寄港の問題、こういったものが、原発同様、この住民投票の対象とならないのではないかとということで、「市の権限に属さない事項についてを規定するのはどうなのか。」というような意見が1ページ目の意見ということになります。

2ページ目をお願いいたします。2ページ目の意見ですけれども、この続きで、「小平市の住民投票のようなものについても、住民投票を行うべきである。」というのが1点目。それから、「市の権限に属さない事項を対象から除外することによって、住民投票の意義を極度に狭めるのではないか。」というような意見が出されているということになります。

それから、次の意見ですけれども、投票資格についてということで、永住外国人の規定なんですけれども、「川崎市の住民投票条例の規定例のような外国人を対象とするべきで

ないか。」というのが意見として挙げられたということになります。

3ページ目をお願いいたします。こちらについては、「住民投票の請求等について、どのような、行政素案により変化が生じるのか。」というようなことを考察して、意見として提出いただいたということになります。Aの部分につきましては、議会請求については「現状と要件が変わらないので、現状と比べて変化はない。」というのがAの考察になります。それから、Bの部分につきましては、案では4分の1以上の署名が必要ということで、署名集めは50分の1と比べた場合に相当困難であるというような意見がBの意見として掲載されております。

それから、次のページにいきまして、4ページ目ですけれども、Cですけれども、市長発議についての見解ですけれども、「市長は圧倒的に受益者となるのではないか。」という指摘がCの方で掲載をされております。それから、Dの部分は、A、B、Cの考察を含めて、「本来、住民投票については、市民の発議だけを定めるのが本筋ではないか。」という意見。で、Eで、Eの中では「市民自治のための住民投票であるため、市民の発議だけでよいのではないか。」というのが総体の意見ということになります。

それから、4番目のその他の意見といたしまして、これ、あの、「住民投票をしたければ、4分の1を集めたらいい。」と。「地方自治法による条例制定の直接請求を門前払いしやすくなる可能性もあるので、そのようなことがないようにしていただきたい。」というような意見も寄せられております。5ページ目になりますけれども、5ページ目の一番上の意見は、住民投票立法フォーラムという団体が作成をした住民投票試案があって、その試案でいくと、苫小牧市は10パーセント程度になるので、署名要件について参考にして欲しいという意見が出されております。

それから、次の意見ですけれども、これはあの、市の権限、「住民投票の対象として、市の権限が属するものに限定をして実施をするべきではない。」という考え方が提出をされております。

それから、次の「署名数の4分の1のハードルが高すぎる。」ということで、「5分の1、6分の1が妥当ではないか。」という意見が提出をされております。その論拠といたしまして、2010年度の、2010年の市長選挙を例に出しているということになります。

6ページ目の一番冒頭の部分なんですけれども、「市の権限に属する事項を除外規定としないという判断に強く賛同します。」という意見が出されております。

その次の意見は、「このような制度ができることを望んでおります。」という意見。

それから次の意見ですけれども、3か月の住所要件の話が出ております。「3か月は短いので、在住期間の延長が望ましい。」という意見。それから、次は、あの、次の意見は、今、市民意見募集を行っている4項目のうち、2項目、3項目、4項目については、市民自治推進会議の考え方でよろしいのではないかとというような意見かと思えます。

それから、次の意見ですけれども、前半の部分はまちかどミーティングでの印象を書いているんですけれども、途中の部分から市長選や市議選と同様に投票となった場合、戸別訪問した際に選挙、そちらの選挙活動にも全く関わらないと断言できるのかということで、同日選挙となった場合の、その、運動にちょっと不安がありますというような意見かと思えます。

次のページですけれども、これは、苫小牧市においても住民投票制度を作る際に、子供から大人まで意識を高めるということと同時にやっていただきたいというような意見が寄せられております。

まだ、期限前ですけれども、一応、現在パブリックコメントとして寄せられている意見になります。

次の資料ですけれども、今回の意見募集に対するアンケートを意見用紙のところに付け

ておりますので、現在、提出をされてきた、そのアンケートの集計結果の途中の状況ということになりますので、後ほど御確認をいただきたいと思っております。

それから「(参考) その他電話で寄せられた意見」ということで、1件。これは、7月17日の段階で電話で寄せられた意見なんですけれども、この意見につきましては「市の権限に属さない事項というものは、住民投票の対象とすべきではない。」というお立場からの発言ということでございます。要旨といたしましては、「市の権限に属さない事項の規定を除外規定として置かないことにより、結果として市民団体の活動を制約することになり、市民活動に過度のプレッシャーをかけるということになる。」ということ。それから、2点目としては、市民自治推進会議における議論については、そのことによる影響についても十分に検討した上で結論を出して欲しいというようなことが提案として寄せられていたということになります。

それから、最後の資料ですけれども、「(参考) まちかどミーティングで寄せられた質問、意見」ということで、これも先週末段階でのまちかどミーティングで出された質疑応答等をまとめさせていただいた資料になります。

まず、1ページ目の「住民投票の実施事例でどのような「○、×」でやるのか、具体的な例や、結果についても教えて欲しい。」というような質問が出ておりました。それで、「最近是比较的身近な案件で「公の施設〇〇センターを作ることに、賛成か、反対か。」というような事例で行われている。」という説明と、あと、「「○か、×か」で答える形態が多い。」というようなお答えをさせていただいたところでございます。

2ページ目になりますけれども、「IR、カジノの問題について心配をしているのだけれども、住民投票条例の提案が来年の6月という説明であることから、これだと間に合わないのではないのか。」というような意見も出されています。

それから、次の地区ですけれども、これは、「パソコンのない人がどのような形で情報を仕入れたら良いのか。」「もう少し広く周知をするような方策は採れないのか。」というような御質問をいただきました。

それから3ページ目になりますけれども、「住民投票では、その、100パーセント、市民の意見が反映されていない例が多いのではないのか。」というような質問です。「拘束力がないのではないのか。」というようなところの趣旨かと思っております。それで、「本当に実効性があるものが作れるのかどうか。」というような御質問でございました。

それから、4ページ目になりますけれども、「住民投票の対象となるテーマについては、なるべく制約を設けないで欲しい。」というようなことが要望として出されたということになります。

それから、次の質問ですけれども、まちかどミーティングの中で市側から説明をする「ふくしのまちづくり」というものを、実は、今回、まちかどミーティングの中で説明をしているんですけれども、その中のやり取りの中で、「お金がないから、観光も含めてお金も集めなければならない。」というような、ちょっとやり取りがあった中でですね、特に住民投票制度についての説明をしているくんだりではなかったんですけれども、「IRの事が、ちょっと想定をされました。」というような意見も出されたということになります。

それから、次の5ページ目ですけれども、「「住民投票条例を作りたいけれども、どうなのか。」ということ、今回、まちかどミーティングの説明の中で我々に聞いているのかどうか。」というような質問も出されました。まあ、これについては、市長の方から「作るかどうか。」というところは、最終的には議会で決めるということなので、住民投票制度という行為自体を住民の皆さんにそのものを問うというようなことではなくて、議会審議の中で決める。」というような回答をしております。

それから、費用についてのお話が、次の質問ですけれども、「4千万円程度かかる。」と

というような御説明をさせていただいております。

以上、現在、寄せられている市民からの意見の資料ということになりますので、内容等々について御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

●高野会長 ありがとうございます。皆さん、まちかどミーティングは、お住まいのところというのはもう終わられていますか。「参加された。」、「条例の説明を聞いた。」という方は、どれくらいいらっしゃるんですか。私も聴きましたが、

【3、4人程度、挙手あり。】

●高野会長 ああ、こんなもんなんですね、はい。

まあ、あの場に出された意見っていうのは、まあ、基本的に市長が回答しているということが、今回、これで分かったんですが、我々の推進会議として意見募集をしている件について、まあ、件を含めていろいろ考えなければならないというふうに思いますが。

今、出された意見を。これ、全て原文に全部、○が付いているので、原文まるまる（載せているということですか）。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） あの、横書きのものはですね、原文になりますので、紙に書かれたものをそのまま載せております。

●高野会長 これは意見として、我々がやってる意見募集、パブリックコメントとして返ってきた意見は、まるまる原文のまま載せてるということですよ。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） 原文のまま載せている（ということですよ）。

●高野会長 はい。で、まあ、その中でですね、市の権限に属さない事項、我々もそれは「市の権限に属さない事項も、まあ、対象にしましょうよ。」ということで、パブリックコメントかけたという部分もありますので。もちろんその、先ほど、電話で頂いた方は、「それは、しない方がいいんじゃないか。」という方ももちろんいらっしゃんですが、今、出された8人24件の意見の中では、「属さない事項についても対象とすべきではないか。」というような意見が市民の方からも頂いているというふうに、その意見を見る限りでは理解できるのかなと思います。

ただ1点、これはちょっと我々がまあ、長い時間をかけて考えてきた部分と市民の考えと少し、かい離している部分があるのかなというのが、署名の要件の部分について、何人かの方から意見が出ているというような状況かと思えます。

まず、市の権限に属さない事項について、ちょっと話は戻るんですが、その部分については、我々の審議会でも長い時間をかけて「属さない事項は、除外しましょう。」ということで話は付いているので、その部分については委員の皆さんから、何かこう、異論であるとか、質問等というのはありますでしょうか。この、市民から頂いた意見を見て。

●家守委員 質問なんですけれども、電話で寄せられた意見のところなんですけど、「市の権限に属さない事項の規定を除外規定として置かないことにより、結果として市民団体の活動を制約することとなる。」というのが、どういうことっていうのか、ちょっとよく分からなくて、判断できないんですけれども。

●高野会長 これは、事務局として、電話で聞いたという話なんですよ、まず、前段階として、そこですよ。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） まず、電話がありまして、この方の意見というのは「市の権限に属さない事項は、除外事項として置いておくべきだ。」、つまり、市の行政素案と同じ考え方という立場からの発言になります。

それで、結局ですね、話している時の感じではですね、何と言いましょ、住民投票で、例えば市の権限に属さないような大きな事項を1回やってしまうと、結論が出た時に、もうそれは、住民投票で決まった結論なのだから、例えば今更、その市民活動を行ったとしても決着が付いているので、「もう、そんな活動をして、そもそも有益ではないの。」というような空気が巻き起こって、そういうことが結果として、その住民投票をやることによって市民活動を萎縮させてしまうのですとか、市民が自由に活動する活動自体を制約するようなことを危惧しているというような趣旨の発言と事務局では、あの、私、電話を受けたんですけども、このような趣旨の話でした。

まあ、そこが、そう捉えるかどうかというのは、いろいろと見解があるかとは思いますが、電話で頂いた意見の内容というのはそのような趣旨かと思えます。

●家守委員 それはつまり、「住民投票自体は、どうなのか。」っていう、何か、趣旨というか、

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） その根底にあるのが、「だから、そういう、そういういったものを対象として住民投票を行う制度を現時点では作るべきではなくて、現状としては、明らかに市の権限が及ぶような事項に限って住民投票の制度を作るべきではないか。」という立場の発言ということになります。

●川島委員 だから、こういうことじゃないですか。例えばね、例を挙げると「イオンの横にね、新しい新苫小牧駅を作りましょう。」と。例えばそういうような話題をですね、提案したと。で、そういう時に、「いや、街のね、中心が寂れるから、私は反対である。」というような形をですね、持ってたと。ところが、その東地区の方はね、「東西4キロの長い間、ここまで来るのは不便だから、あそこに駅があった方が便利だ。」と、「皆、賛成です。」という形になって、もし住民投票で「賛成」という事になったら、この人たちはね、「もう、賛成なんだから、それに対して反対は絶対言わない。」と。そういうようなことに対して、要するに、ある意味こう少数意見になった側がね、今後、発言ができない、そういう雰囲気を作り出されるのは、いかがなものなのかと。そういうことを言っているんだと思えますよ、イメージとしては。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） どうもありがとうございます。

●福井委員 住民投票後の話ですね。

●川島委員 後の話ね、そうそう。結果が出ちゃった後に、「いや、私はでも、そんなのやられたら困るんだ。」など言われても、「もう結論出たんだから、とやかく言うのはおかしいよ。」と言われちゃうということ。

●竹谷委員 けど、それ言ったら、極端な話、きりないですよ、あの、

●川島委員 だから、「それが、市の権限なのか。」っていう話でしょ。それは、作るのはJR北海道なんだから。私たちがどうのこうのという問題じゃないわけですよ。だけど、住民の方が先にね、「こうだ。」っていうふうな形で言ってしまうと、もうそれに対して、「何ら言えないよ。」という話になっちゃうと。

●竹谷委員 「(市の権限に) 属する権限」でも、同じ事項が考えられるんだと思うんです、極端な話。属さない事項でも、属する事項でも。

極端な話、そういうことになりますよね。川島先生の話、聞いてたら。

●川島委員 まあ、いろいろあるっていうね、「例えば」の件で、今、言ったんですよ。

●高野会長 極端な話、そういうことになるんですよ。飽くまで、例えば、例としては、確かに想定される話ではあると思うんですよ。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） あの、ちょっと補足になるんですが、今のお話、電話のやり取りの中で、「そういった問題は権限に属する事項、属さない事項、いずれにも発生するということは考えられないですかね。」というお話は、させていただきました。ただ、この方の意見というのは、「ただ、市の権限に属さない事項については、活発にその、市民活動が行われるということもあり、影響がやはり（大きい）。普通の「公の施設を建てる、建てない。」というようなこと以上に影響が大きいのではないか。」ということをご心配しての発言というようなことをございました。

●福井委員 逆に、あった方がいいかなとは思いますがね。その「市民活動の応援になる。」って言ってもらえないのかな。

●高野会長 まあ、結論としては、どちらの可能性としても、まあ、そう、やれば考えられるのかなとは思いますが、そういうふうには。反対する人ももちろんいるし、賛成する方ももちろんいらっしゃると思うので。

ただ、それは飽くまでその、まあ、市民参加のやり方というのももちろんありますし、その当時の機運というのももちろん（ある）。これ、今、多分、ここで、この場で「じゃあ、苦小牧市の、苦東に原発ができました。」と。絶対、ほぼ8割以上の方が反対すると思うんですけれども、あれが東日本大震災の前だとして、福島のような事故がなかったとしたら、もしかしたら、その結果はまた変わるかもしれません。

なので、それはやっぱりその置かれた状況、環境によって、まあ、多分、その答えっていうのは、いろいろ変わってくると思いますので。まあ、もちろんこういう意見としては考えられる話ではあるとは思いますが、そこに対して何かどうこう言える部分は今のところないのかなとは、私自身は思います。それは、いろいろなやり方があるはずですから。「自由にやればいいよ。」というふうに、今、「住民投票については、やって構わないよ。」という、法律に反しない程度ですけれども「やっても構わない。」というような素案を作ってますから、まあ、それで、いろいろ自由なやり方で自分たちの意見を市民の方に示せばいいのかなとは思ってはいますけれどもね。

●佐藤副会長 結局、住民投票で、まあ、こういうふうに。まあ、若しくは、先ほど駅が出たけれども「駅、建てたい。」とかっていったときに、「ぱっ」とやるわけじゃなくて、

期間があるわけですよね。で、当然、今の場合、市民団体の人たちとかなんかで反対だったら、その人たちはその人たちで一生懸命反対をやれば、逆に火を点いて、「ちっちゃくやってみるよりは、大きくできる。」ということがあるんだと思うんですよね。だから、それが終わってからぶつぶつ言うのはおかしいので。だから、それは何をやっても、多分、同じじゃないのかなと思うんですよね。議会で何か決まれば、またそれでぶつぶつ出てくるのだろうし。これって、やっぱり、誰かが何か決めたときに必ず出てくるわけなので。

ただ、議会のように知らない、市民が全く知らないうちに決まるということが、結構、あるじゃないですか。だけど、今回の場合はパブリックで、公に選挙みたくやるわけだから、反対したければ、まあ、より反対できるんだと思うんですね。いかにオープンでやるわけだから。まさか、市長選があるのに「市長選は知りませんでしたから、勝手に誰が岩倉さんにしたんですか。」って文句言う人はいないんだと思うんですね。だから、そういう意味ではね、後から市民団体がこう、意見が言えないというのは、ちょっと逆に違うのかなと。

○事務局（木村政策推進室長） 私もこれ。いいですか、見させていただいたときに、ちょっと私の頭の中でも想定してないような意見だったものですから。

ただ、読んでいくと、これって住民投票っていうことは、大きな論点があって、争点になって、反対派も賛成派も当然出てきた中で、どっちになってもこういう状況が起こり得るし、権限に属する事項、属さない事項に、先ほどおっしゃったように、それであっても、当然、こういう結果というのは出てくるであろうと。そうなると、究極的なことを、言い方をすると、住民投票そのものを否定することになるのではないのかということまでいってしまうような考え方なのかなというふうに、僕自身は考えてしまったんですね。

●佐藤副会長 これを読んだら、そう思うんですよね。

●竹谷委員 これだったら、あの、住民投票条例なんて作らない方がいいということ。

●佐藤副会長 （作らない方が）いいっていうことだと思うんですよ。

●高野会長 おそらく、その根底にあるのは、その、「結果を拘束しない。」という部分も含んでいるんだと思うんです。「尊重なんだから、だったら、その後も文句言えるだろう。」というふうに考えているっていう可能性は、もちろんあるとは思いますが。

○事務局（木村政策推進室長） 当然、住民投票で結論が出て、そういう政策的に動いたとしても、それを後からですね、「反対、反対と言っちゃいけない。」っていうことは、絶対あり得ない話なので。ただ、そういう、「しづらくなるだろう。」っていう、こちらの方の思いではあるんですけども。

●佐藤副会長 いや、それはでも、何でもそうじゃないですか、この、若しくはカジノの問題だって住民投票でしなくてもね、「カジノが決まった。」っていったときに、やっぱり、終わってからだって、賛成、反対の話は出てくるわけだから。

だから、「カジノが決まったから、反対、今後しなきゃならない。」ってことは、一切ないわけなんだから。それはちょっと、何か。まあ、真意は分かりませんが、そういう形だったら、ちょっと違うかなと。

●高野会長 それは、一番、今、ちょっと懸念している部分というのがその、市の権限に属さない事項の話ではなくてですね、先ほどちらっと話をした署名数の部分について、まあ、意外とですね、意外と言ったら怒られますね。市民の方から意見が出ているということが、今回、この中間的な報告という形にはなるとは思いますけれども、まあ、明らかになりました。それで、これについては、まあ、散々、ここの会議でも議論はしてきて、その前の「考える会」とか、そのところからもずっと議論されてきた部分ではあったんですが、まあ、改めて市民の方からこういう意見を提出されてしまいますと、まあ、しまっている以上、我々もこの審議会の中でも、まあ、再度、検討しなければならない部分になるのではないかというふうには私は思っています。

そこで、今、ちょっと先ほど事務局からちらっと聞いたんですけど、何ページ目かな。5ページ目の下の方に、「4分の1のハードルが高過ぎます。」とストレートに書いてあります。で、この方は、我々がずっと伝えていたのは市長選の投票率、得票率、そういうところを基準に考えると4分の1くらいが妥当なのではないかと。まあ、「市長を決める。」ということと、まあ、住民投票で先ほど、室長もおっしゃったように「難しい内容のことについて決める。」ということと関連すると、「4分の1くらいの署名が必要なのではないか。」ということで、まあ、その時の数字が市長選の勝者の数字と一致していたという部分があったものですから、まあ、我々の審議会、その前の「検討（懇話会）」、「考える会」とかでも、「4分の1くらいの数字が署名には必要なのではないか。」というふうに決めて、まあ、それをまあ提案した結果、素案として自治体の方、苫小牧市の方もそれを酌んで、その素案を作ったという次第だと思います。ただ、まあ、この方の意見としては、「2010年の市長選の時は、敗者であった沖田さんは2万8,668票でした。」ということで、「これはまあ、有権者の5分の1にも届いていない数字ですよ。」と。結構、具体的な数字を出していただいたので、とても分かりやすいと思いますし。まあ、「今年の市長選でも岩倉市長の数字は3万6,000票と、ちょうど4分の1くらいですよ。」と。で、「4分の1集まったら、じゃあ、市長になれちゃうんでないか。」というふうに、結構、手厳しい意見が出てますから、そこの部分については、ある程度、考えなければならないのかなと思います。

6分の1、先ほどちょっと事務局から聞いたのは、6分の1だと、2万4千人くらいの署名を集めればできますよということなので、

●竹谷委員 これ、単純に沖田さんの得票数前後っていうことですよ、大体ね。

●高野会長 まあ、そうですね。そのくらいの数字ですよ。なので、このくらいの数字の方が、この方は良いんじゃないでしょうかという意見が出ています。後は、その同じページの上にも、住民投票立法フォーラムという団体を作った試案では、苫小牧だったら有権者の10パーセントくらいになりますよっていうことで。有権者って、13万人、

●佐藤副会長 14万6千人くらいですよ、10月で。18歳だとすると。18歳だと14万6千。ちょっとさっき、これ見ながら計算してたんですけど。

●高野会長 10パーセントだと1万4,600という数字になります。

そこでなんですが、この署名数について、ちょっと皆さんともう一度議論をしておきたいというふうに、この意見を踏まえて思うんですが。まず、そこの部分については、異論というのは、委員の皆さん、他の方からはございませんでしょうか。まず、この部分について再度議論しますよということに対しては、問題は、



●竹谷委員 それは、しないと駄目でしょうね。出されたからにはね。

●高野会長 意見としては、8人しか意見が出ないので、件数があまりにも少ないんですが、これを見ると、まあ、そのうちの3人くらいはその旨を言っているというふうに思いますんで、3分の1は超えているかなと思います。で、そこの部分については、議論することによってよろしいですか。

それで、具体的にどうしたらいいのかというのを考えなければならないのですが、先ほど試算した、その数字というのが、まあ、いいのか悪いのかというのは何とも言えないとは思いますが。

●竹谷委員 最初のこれ、4分の1決める時には、要は濫発されて、要は「市に属さない事項でも、要はある程度意見が言えるから、4分の1にしましょう。」っていうのが、最初の意見でしたよね、うちらがここで最初に出した意見というのは。

●高野会長 そうです。それで、その前の「考える会」とか、その辺のときからも、数字としては、4分の1というのは、まあ、同様な意見でしたね。

●福井委員 あの、10分の1で1人、市議さん1人の得票数だから、市議の人が1人「おお、これは、おかしいんだ。」と言って、自分に票を入れてくれる人をお願いすれば、できちゃう。で、6分の1だったら、大体、道議くらい。それで、市長に収まったんですよね。その1人、リーダーが。やっぱり政治家っていったら「まちづくりのリーダーだ。」と考えた場合、「じゃあ、市長を決める率でいいのか。」「道議を決める率でいいのか。」「市議を決める率でいいのか。」ってなると、「やはり、市長を決める率でいいんじゃないか。」というふうに「住民投票を考える会」だとか、色んなところでは、そういう点で大体は収まりましたよね。

●高野会長 ただ、実際のところは、市長選。市長いなくなったので、ちょっとあれですけども、市長選挙の投票率自体がまあ、今回の場合は著しく低かったと。で、まあ、投票率自体が、まあ、下がっているというのが選挙管理委員会から、えっと、あれは検討懇話会のときでしたかね、データをもらったんですよね、確か。選挙の投票所の、衆議院選挙とか、統一地方選挙とか、市長選挙とかっていうふうに。で、投票率は年々、選挙するたびに下がっているというのは事実だと思います。

なので、「ハードルを下げる。」というのは、制度上できないわけではないとは思いますが、一番問題なのは、その、「投票率がなぜ下がっているのか。」という部分が一番問題、それを基準として考えるのであれば、そこが問題にはなってくるのかなと。投票率が総じて高くなれば、70パーセント、80パーセントになれば、例えば4分の1でも、それ以上の投票率の人が市長さんになったり、まあ、違うですね、今回の選挙になったりという可能性は、まあ、考えられるんですけども。

●佐藤副会長 まあ、10分の1は、まず「ない」というふうに考えていいですよ。まずはこれ、いいですよ。そうすると、

●高野会長 これ、5分の1だと、ちなみに数字としては、

- 佐藤副会長 ええと、5分の1だと、2万9,258。2万9,000、
- 高野会長 だから、3万人ですね。
- 福井委員 それだったら、いいかもしれないね。
- 高野会長 まあ、3万人ということですよ。
- 佐藤副会長 まあ、3万人ですね。
- 竹谷委員 反対に4分の1だと「市長になっちゃう。」というあれだから、
- 佐藤副会長 3万6,000。
- 竹谷委員 市長になれちゃうっていう話だから。
- 福井委員 でも、「俺、市長になりたいから、署名くれ。」みたいなので、そこだけは集まらないような気はするけど。
- 佐藤副会長 ただ、その、要件としてはね、さっき、若しくは東の方の人たちにとってはすごく大きな問題ができたけど、西にとってはあまり関係ないというか、若しくは出たときに、非常に投票率は下がりますよね、投票率としては。  
ただ、投票率とは関係なく、いかに人を集めるだけの話ですよ、ここは。投票率とは関係ないですよ、いかに3万6,000人集めるか、2万4,000人集めて発議するかっていう問題ですよ。
- 竹谷委員 投票以前の問題ですからね、これはまず。要は、署名を集めるというプロセスの人数ですから。だから、どうなのかなって、「4分の1」で、「得票率」でどうなのかなって。得票率の以前の問題なんですよ、極端な話。極端な話ね。署名を集めるということですから。
- 佐藤副会長 だがら、人を集めるのも大変だけど、投票率で反対される。低くなってしまいうってこともあるんですよ。1万2,000人違うんです。4分の1と6分の1とでは、ちょうど1万2,000人違うんですよ。
- 福井委員 実際、投票。あの、その、署名を集めるんだから、投票行くよりは、票は伸ばす可能性はありますよね、ですよ。だって、「選挙、行ったことありません。」というような若者でも、10人いるところに「署名、頼むな。」って行ったら、書いてくれる可能性はやっぱりあるんで。そう考えると、4分の1、まあ「市長と同じ。」っていうところよりは、緩いかなというような気はするけど。
- 高野会長 その、まあ、他の自治体と比較するっていうのももちろん、可能性としては、まあ、検討の話としては大いにあると思うんですが、他の自治体と我々の苫小牧市と「じゃあ、全く一緒なのか。」と。その、市民参加であるとか市民自治のその考え方とか、成熟具合というのか、高い自治体であれば4分の1でも、もっと、下手したら3分の1でもで

きるのかなと僕は思っていますよね。

ただ、この自治体の場合は、選挙の投票率でしか判断できませんけれども、あまり、積極的にそういうのやりたいとか、あまり盛んな地域ではないと思いますので、そうすると、確かに4分の1のハードルだと高すぎるんじゃないかというような意見が出てきても、仕方ないのかなと。

●谷岡委員 でも、これは飽くまでも投票の結果でないから、投票は今言った20パーセントであっても10パーセントでもいい、有効なんだよね。これは、飽くまでも投票をするための、いわゆる請願でしょ。請願のやつだから、やっぱり、ある程度、高いハードルにしておかなければね、その、正当に、あの、適当に集められちゃうという可能性が出てくると思うのね。そうすると、単なるそのものの価値が無くても、いわゆる4千万のお金をいたずらに使われるっていうこともあるんでないかという具合に思うのですよね。

これが、投票が今の言う「市長並みの投票だよ。」というくらいなものならば、今の会長が言われるのは理解はできます。そうではないからね。飽くまでも投票のための人数、そうなんですよね。

●佐藤副会長 あの、実は、美術館の時にですね、我々、あの、署名をやったんですよ。これ1万4千人集まりました。で、まあ、そんなに大きな組織ではありません。美術館を作る会で1万4千人集まるよと。だから、そうすると6分の1の2万4,000というのはですね、容易に集めれるんですよ、ちょっと組織を使えば。で、プラス1万2,000、要するに3万6,000となるとですね、かなりの同意者を集めないとは集まらない。ただ、6分の1の2万4,000っていうのは、まあ、集めれるかなとは思いますが。

●竹谷委員 この4分の1っていうのは、飽くまでも市長に対するプレッシャーを与えるといったら変な言い方ですけど、住民として、要は「こういうふうなことにしていますよ。」という、「こういう意見ですよ。」って。だから「4分の1集めましたから、やってください。」って、「住民投票してください。」という意味合いなので、

●佐藤副会長 まあ、それが強いですよ。これだけ人数が、

●竹谷委員 だから、その後に関しては極端な話、投票率が20パーセントでも30パーセントでも、それは仕方ない話であって、その前の要は、その前段階のプロセスであるんですから、別に4分の1のままでもいいんじゃないのかなって。反対に、それじゃないと、市長に対してもプレッシャーを与えるっていう変な言い方、ここで行政の人がいる前で言うのも変な言い方ですけど。というふうなあれじゃないですかね。

●佐藤副会長 3万になるとね、なかなかやっぱり集めるのは、(難しいのではないか。)

●谷岡委員 いや、でも、組織があれば、(集まるのではないか。)

●佐藤副会長 組織があれば、3万、いきますかね。

●谷岡委員 いくんではないかと思うな。

●福井委員 この間の児相（児童相談所の設置の要望）の署名って、すぐ3万以上いった

んじゃなかったでしたっけ。

●谷岡委員 いや、いっちはいるけれども、あれも、2人も3人も同じのがあるとは思っ  
よ。

●福井委員 ああ、そういうことか。

●谷岡委員 名前がね、ダブっちゃう。だから、これらもある程度、ダブったやつを選管  
が今度調べるっていても、現実、できないんでないの。

●福井委員 調べますよね。

●高野会長 未成年がね、まあ、未成年っていうか、18歳以上の人はいいですけど、例  
えば15歳の中学生が書いてるのが、

●谷岡委員 そういうことはないかもしれないけど、それを調べるっていうのは、また  
大変な手間ひまだよね。

●高野会長 それ含めての4千万円ですよ。

3万くらいだったら、いきますかね。

●水口委員 けども、その、あの、その受入れというか、何というか。「それを、できる。」  
っていうこともある程度考慮してあげないと。「それを、住民にとってさせなくする。」っ  
ていうことじゃないから、そんなには、その。まあ、「妥当という数字は、どこにあるか。」  
っていったら、非常に難しい。その「妥当」の意味がね。

だから、まあ、初めから4分の1で、まあ、市長も。まあ、「市長がそのとき3万6,0  
00とかっていうのが、それが妥当か。」っていうのも、それも疑問な点はあるんだけど、  
「それを妥当」として、ずっと今まで走ってきたということだから、まあ、4分の1、若  
しくは、いっても5分の1くらいでいいんじゃないか。それじゃ、「これも、妥当か。」っ  
ていったらそれは疑問だけでも、「いいんじゃないかな。」っていう気はしますけどね。

●佐藤副会長 まあ、3万ですから、少なくとも重複を考えると、3万3,000人くら  
いは、まずは名簿がないと駄目だったと思うんですね。

3万3,000だと、結構、厳しいんだと思いますよ。

●高野会長 うちの町内会で、この前、「教育委員会に対して、要望する。」とって署名  
簿を集めて。それは、別に何歳の子どもが書いても別にいいやつで、町内会の組織の中で  
やった時に、それでも900、約1,000くらいは、普通に集まったんですよ。で、  
住んでる人が6千、7千人弱くらい。6千数百人。で、まあ千人くらい、6分の1は、だ  
から、比較的すぐ集まる数字ではあると思うんですよ。

なので、そう考えると、「6分の1という数字は、多分、ないだろう。」と。うちの町内  
でもそのくらい集まるんだからそれくらいだったら、全市的にやったら、ちょっと力のあ  
る人とかがやればらすぐ集まるなと思うんで。そう考えると「6分の1はないな。」と思っ  
て僕も見てたんですよ。

自治体によってはありますよね、6分の1とかっていう所も、中には。

●福井委員 いや、あの、何か言い訳っぽい言い方なんですけども、今、例えば「5分の1にします。」といったら、「理由は。」って言われたときに、「それくらいかな。」という理由じゃないですか。だけど、4分の1とかになれば「市長の合格する率なんです。」だとかって、理由付けがあるっていうのもね、一つ魅力ではあったんですよ。

●高野会長 いや、もちろん、例えばじゃあ、何分の1でもいいと思うんです。6分の1でも、4分の1でもいいんですけど、4分の1じゃない数字にする場合というのは、合理的な理由が必要になります。それを、ここの審議会で、もう一度考えなければならなくなると。

●福井委員 そうですね。先ほど言った、市議選、道議選、市長選で、「道議選と市長選の間みたいな感じに。」という理由付けでもいいかもしれないけどね、5分の1にするんなら。

●佐藤副会長 まあ、あの、18、19が大体3,100人いるんですよ。選挙は20歳までですね。だから、約3,100人くらい18歳からいるんですよ。だから、市長選よりは、その、3,100人は要するに増えるんですよ。

●高野会長 全員、行ったとしてですね。

●佐藤副会長 全員に回ったとしても、つまり、署名としては。

●福井委員 増えるけども、4分の1というパーセンテージからいくと、減るかもしれないですよ。

●佐藤副会長 だから、選挙のその市長の3万6千よりは、

●福井委員 ああ、そうか、パイは大きくなるか。

●佐藤副会長 パイは、もうちょっと、いますよ、と。

●高野会長 直近の国政選挙はどのくらいだったんですかね、ここで。この選挙区から、

●佐藤副会長 何が一番直近なんですか。

●高野会長 2年前、国政、安倍さんが再び返り咲いたときに、直近じゃないですかね。衆議院議員の、

○事務局（木村政策推進室長） 2年前の今時期ですよ。

●谷岡委員 いわゆる請願のやつ、この書いたやつもね、市では、これは厳格に選挙管理委員会が調査するわけでもないんでしょう。いや、例えば今のいう、あれ、4万だったら「4万の請願書がきましたよ。」と。それに対して、市の選挙管理委員会が調査をするわけではないんでしょう。

○事務局（木村政策推進室長） 調査をします。

●谷岡委員 それなら、いわゆる投票ではなくね。いや、投票については、

○事務局（木村政策推進室長） 署名も全部、やります。

●谷岡委員 署名もきちっとやるのね。

●水口委員 調査をしないと、全然、駄目なもの。

○事務局（木村政策推進室長） それで、4分の1以上、今の素案でいって「4分の1以上が、署名、集まった。」ということになったら、

●高野会長 有効な署名であるということが、

○事務局（木村政策推進室長） それで初めて、住民投票にゴーサインが出るということです。それは、厳格なチェックがというのが入ってきます。

●谷岡委員 入ってくるのね。

●高野会長 過去にその、実績がこの自治体には、その、「住民投票をした。」という実績がいまだないので、判断の、その指標というのがないんですよ。これ、例えば市町村合併とかで話が一度でもあれば、まあ、そういうのである程度数字というのが出ると思うんですけど。

●佐藤副会長 24年度の衆議院選挙で、52.23パーセントです、苫小牧。52パーセント、投票率。

●高野会長 14万人の50パーセント、7万人くらいの人が行ったってことですね。

●佐藤副会長 はい。52パーセント、7万ちょっと行ったってことですね。

●高野会長 やる内容からすれば、本来だったらそのくらいの数字でもいいのかなと僕は思うんですけどね。いやいや、だって、市を二分する内容ですからね。

●福井委員 市を二分するんだから、署名しないっていう人も、

●高野会長 まあ、そういう方もいらっしゃるかもしれないですよ。

●福井委員 だから、その半分くらいでちょうどいいのかもしれないしね。

●谷岡委員 これ、あの、他のその、今のね、市町村の数字も調べてからの方がいいんじゃないの。

●高野会長 これ、事務局はデータ持ってましたよね。

●谷岡委員 ああ、この前、調べてくれてたよね。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） そうですね。あの、（平成25年度）第2回会議のときに添付させていただいた資料の中にですね、

●谷岡委員 あったよね。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） ええとですね、住基人口10万人以上の自治体ということで、

●谷岡委員 この数字だったよね。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） そういうことになります。

●谷岡委員 4分の1、そうなんだよね。

だから、今、その数字をまた持ち出すこともないわけでないの。

●佐藤副会長 だから、これを根拠に、やっぱり、やってきている、

●谷岡委員 やってるわけだからね。

●佐藤副会長 全国のそういうデータ上、確かに、

●谷岡委員 やったんだもね、あの時も。

だから、それを、この「パブリックに出たから。」という理由で、必ず変えなければならぬというものではないんでないのかな。

●佐藤副会長 まあ、「根拠としては、それを基にしている。」っていうことですから。

●谷岡委員 （それを根拠としているという）ことなんだからね。

●水口委員 「ハードルが低すぎる。」って、ないんだね。

●高野会長 「高すぎる。」っていうのはあるんですけども。

●竹谷委員 いや、極端な話、「ハードルが高すぎる。」と考えるのであれば、60分の1、なんぼでしたっけ、あれ。50分の1、それで集めればいい話であって、

●高野会長 それは確かに、あの、そういう意見の方、いらっしゃいましたよね。その、いわゆる、「その道も残されていますよ。」っていうことは、きちんと明示してください。まあ、これは、実際、制度設計した後の部分で、そういう項目も、

○事務局（木村政策推進室長） その前に、「議会の議決」っていうのも出てきますんでね。

●高野会長 そうですね。それは、「そういうやり方もありますよ。」と。それはもちろん、「地方自治法にのっとってやるので、議会を通さなければできませんよ。」っていうことはきちっと明示すべきだとは思いますが。

●竹谷委員 だから、オプションサービスとしてそれを付けてやれば、問題ないんじゃないかなと思うんですよね、このままでも。

●谷岡委員 いや、たまたまこれに書かれたからといって、一所懸命、我々がね、再度、検討しなければならないものでもないと思うのだけれども。

初めからその、基本的なものがあつたわけでしょう、あれは確かに、

●高野会長 いや、ただ、まあ、実際のところ、出された意見というのは、でも、事実ですから。やっぱり、そこについては、まあ、検討はしなければならないのだとは思いますが。

●佐藤副会長 まあ、ですから今回は、再検討はしているのですよ。

●高野会長 もちろん、再検討はもちろんしたけれども、（再検討は）しましたと。その答えは出さなければならないということですよ。

●谷岡委員 うん。だから、検討はしましたと。その答えというのは、前から言ってるように「4分の1だ。」っていうこと言ってるわけだから、10万人の都市においては、それでいいんじゃないですか。

●高野会長 どうでしょうかね。その部分について、このままの数字で、まあ。ただ、実際、まだ、パブリックコメント全部終わってるわけじゃないんで、今のところ出てきている意見として、まあ、そういう意見が何件か出されているという部分ですから。まあ、その部分で、今のところ結論としては、「4分の1で変える必要がないのではないか。」という話でよろしいでしょうかね。

●水口委員 いいんじゃないですかね。まあ、そういうふうに見て、原案どおりになったという形ですから、検討したということは事実ですから。

●竹谷委員 検討したというのは、事実だからね。

●高野会長 検討はやっぱりしなければならない出された意見ですから、それには答えなければならないと思いますので。でも、もしかすると、これ以上の数字をもしかしたら、この後、残り日数の間に出るかもしれませんけども。

●谷岡委員 それはそれで、いいと思いますよ。

●高野会長 じゃあ、とりあえず、その数字については素案のとおり、行政素案のとおり、我々が長く検討してきた4分の1という数字で基本的には変えることはしないという、まあ、こういうふうに見て意見が出されましたが、変えないということよろしいでしょうか。



【全委員了承】

●高野会長 あと、それ以外でこの、市民の方から出された意見の中で、「何かお話しておきたい。」とか、「これ、確認したい。」というようなものはありますでしょうか。

●福井委員 2ページの下の方の「永住外国人という規定について」って、これ問題ないですよ。こういうの考えてますよね。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） あの、これはですね、川崎市の住民投票条例の外国人住民を住民投票の対象とするに当たって、川崎市についてはその、在留資格を持って在留して、かつ、3年以上住民基本台帳に記録されている者というものを要件としているんですけども、本市の行政素案ではですね、在留資格がその、永住者の資格を持つものと特別永住者の資格を持つものを対象として制度設計をしたということになりますので、川崎市と苫小牧市の外国人の範囲というのは、違う規定を置いているということになります。

●福井委員 川崎の方が「緩い」っていうことですよ。

●佐藤副会長 在留邦人（外国人）だから、（緩いということですよ）。

●福井委員 ですよ。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） そういうことになります。で、（平成25年度）第2回（市民自治推進会議）の時のですね、添付資料のところにも、外国人の資格について、一応、資料を提出させていただいているんですけども、特別永住者と一般永住者を対象としている自治体もありますし、川崎市のように適法な在留資格、かつ、3年超の住民基本台帳、3年を超える、その、住民基本台帳の記録者として、（対象が）広いということもあるということになります。

●高野会長 要するに、ビジネスであるとか、留学生でも3年以上いる方については、その権限を与えますよという話なんですよ。

●竹谷委員 苫小牧でちなみにどのくらいなの。あの、最初、うちらが制度設計した人数でいけば。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） 450（人）分の200（人）と考えています。

●竹谷委員 そんなもんでしょ。

●福井委員 まあ、そうなんですけど、僕らの議論の中ではその、「末永く」というか、その、居た時だけじゃなくて、末永くその、市に対してというか、このまちに対してというか、責任を持てるっていうことを条件としたので、やっぱりこれはないかなど。自分たちで決めたとおりでいいのかなど。

●高野会長 まあ、そういう結論でいいのかなと私も思うんですよ。まあ、「ここに骨を

埋める。」という言い方になるのかもしれませんが、そういう方でも外国人の方でいらっしやるというのであれば、そういう方には権利として与えるという考え方だと思いますので、まあ、そういう回答に多分なるのかなと思うんですよね。

他に何かこれを見て確認しておきたいとかというものは、ありますでしょうかね。

最後にちょっと私から。最後の7ページのところに出された意見として。意見というよりは、その、本人が「こういうふうに考えてます。」ということなのかもしれませんが、まあ、「小学生とか中学生とかにも考える場を作って欲しいですよ。」ということ、まあ、全市的にやってくれというふうに要望が出ていますので、先ほどの話にちょっと戻ってしまいますが、自治基本条例の全体の会議では、こういったものを皆さんに話し合っていたきたいなというふうに私は思っています。まあ、どういうふうにやったら、小学生であるとか中学生であるとか、若い世代に「市民自治」であるとか、「政治」というものを理解してもらえるのかというものに対しての意見をこの方は書いていただいたと思いますので、まあ、そういったやり方について、推進会議のその、自治基本条例のまとめ、見直しの時には話し合えれば良いなというふうに思っています。

他には何か意見はございませんでしょうか。なければ、これ、事務局としては、もう一度、その、12月にやる推進会議で、最終的にこの出された意見に対して、こういうコメントをしますよというのを話し合うということによろしいですか。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） 最終的には、まだパブリックコメント期間中でございますので、まちかどミーティングもまだ1回残っておりますので、それを踏まえて意見が出てきた段階で12月を住民投票の検討の最終回としたいというような考え方でございました。

●高野会長 分かりました。では、11月28日までですよ、意見募集。それを待つてから、最終的な意見に対する回答と、あと、答申の内容について検討するという事で、住民投票についての議論については、これで、ひとまず終了という形にしたいと思います。

### (3) その他

●高野会長 その他について事務局の方から何かありますでしょうか。

#### 【委員日程調整】

●高野会長 他に委員の皆さんからは何かございませんでしょうか。なければ、本日の推進会議の方を終了させていただきたいと思っております。長い時間、皆さんありがとうございました。

### 3 閉会